

# セーフティネットの役割を果たす 生活保護行政をめざして

北九州市の生活保護申請拒否問題や「年越し派遣村」など、「最後のセーフティネット」である生活保護行政のあり方が問われています。大阪府下の福祉事務所でも、昨年末から生活保護の相談者が増えている中、大阪自治労連福祉部会は2月21日（土）にケースワーカー交流会を開催しました。

## 大阪自治労連福祉部会がケースワーカー交流会を開催



交流会には大阪府下11の自治体から22人のケースワーカーが参加しました。

### 仕事の負担大きいが ついでいな説明を

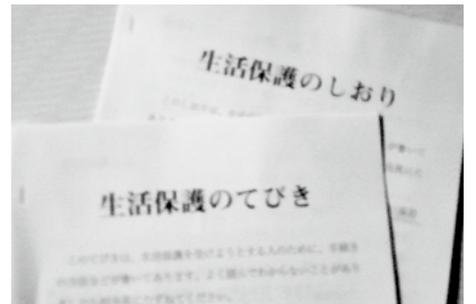
交流会では、枚方市でケースワーカーをしている荻山博實さんが生活保護職場の報告をかねて問題提起。「ケースワーカーが一人あたり平均で104ケース（国の標準は80ケース）を担当し、6人の指導員で体制をとっている。仕事の負担が大きく、体調の悪い人や休職者も増えている」と厳しい実態を示しながら、「それでも、相談に来た市民には、時間をかけて制度を説明をするように心がけている」と言います。



枚方市の「保護のてびき」保護のしおりを紹介して報告する荻山さん

### 職員研修、引き継ぎが 確保できない

交流会では、各市の職場の実態が報告され、ケースワーカーと被保護者がじっくり話ができず、深刻な人員不足の問題が次々と出されました。



## 府庁のWTC移転を撤回し 府民参加で十分な議論を！



150人が参加した緊急シンポジウム（2月28日）

### 府庁移転のねらいは 破綻した臨海部開発の推進

橋下知事が、2月府議会に府庁をWTC（南港にある大阪ワールドトレードセンタービル）に移転する提案をしていることに対して、大阪府職労と大阪自治体問題研究所は2月28日に大阪市内の「いきいきエイジングセンター」で緊急のシンポジウムを開催。150人が参加し、移転計画の撤回と府民参加での議論を求めるアピールを採択しました。



災害の時には建物が損壊して、孤島になるWTC（大阪民主新報社提供）

シンポジウムでは鶴田廣巳氏（大阪自治体問題研究所理事長・関西大学教授）が「WTCへの移転は、すでに破綻した臨海部巨大開発の焼き直しに過ぎない」と発言。塩崎賢明氏（兵庫県震災復興支援センター代表・神戸大学教授）は「移転して大阪が活性化するというのは幻想だ。自然、歴史、文化が息づく現庁舎のある大阪城一帯の資源を食いつぶすのか、磨いて宝にするのが問われている」と述べました。角橋徹也氏（都市プランナー）は、「WTCは2000年に改正した耐震基準を満たしていない。震災時にはアクセスが切断され防災拠点としての機能を失う」と指摘。飯田秀男氏（全大阪消費者団体連絡会事務局長）が「今回の移転騒動は知事の思いつきでしかない。府民に情報を公開して説明するとともに、急がずに十分議論を進めるべき」と発言。防災、利便性、大型開発、まちづくり、府民参加など、どの点から見ても移転には重大な問題があることが明らかにされました。

た。「1月から失業者の申請が増えている。勤務時間内には処理しきれない。市財政の都合により残業規制がかけてられているので、サービス残業を余儀なくされている」「面接の相談が12月から増えて1日30件にのぼる」「人員が確保できないので、高齢者世帯は380も担当している」「十分な研修や引き継ぎもないまま、ケースを担当しなければならぬ」など悩みは切実です。

職場では正規職員が減らされる一方、高齢担当に嘱託職員が配置されたり、3年程度で雇止めされる任期付職員が配置されるなど非正規化が進んでいます。経験の少ない若い職員が多く配置されたり、相談業務に警察のOBを配置している職場もありました。その一方で、職場からの関心により、ケースワーカーを専門職（社会福祉士など）として採用する自治体も生まれています。

「一人で悩まないで  
元気のネットワークを」

この年度末には、新たな「派遣切り」で大量の失業者が発生することが予測され、職場では「3月パニック」という声も聞かれます。福祉部会長の千田美津男さん（吹田市職労）は、「多くのケースワーカーが厳しい職場環境の中、悩んでいる。セーフティネットとして役立つ生活保護行政にするために、これからも交流会を続けて、元気の出るネットワークをつくっていききたい」と語ります。

今月のキーワード  
ワークシェアリング

労働時間を短縮することで雇用を確保・拡大すること。財界も最近「雇用対策」として打ち出しています。が正規職員を非正規に置き換える欺瞞的なもので、賃金引き下げの口実にもしています。本来のワークシェアリングは、失業者を100万人減らしたといわれるフランスの「週35時間労働法」（2000年施行）。日本も労働時間の短縮、サービス残業根絶、非正規の正規化で、雇用拡大と経済効果が生まれます。

今月のキーワード  
2009年問題

製造業者への労働者派遣が解禁されて以後、多くの企業で初の期間満了を2009年に迎えます。3年を越えて受け入れる場合、派遣先は派遣労働者に「直接雇用」を申し込む義務があります。期間満了後約3ヶ月は同じ労働者を受け入れられないために3ヶ月経て再度契約する企業もありますが、厚労省はこれを違法と通知。「派遣切り」がさらに広がるおそれがあり、「製造業への派遣は禁止せよ」の声が高まっています。